

# 福祉3医療制度のご案内



## ●こどもの医療費

**支給対象** 町内在住の高校3年生まで

**必要書類** 保険証、印鑑、申請者名義の預金通帳

## ●ひとり親家庭等医療費

**支給対象** ひとり親家庭、父または母に一定の障害のある家庭の児童とその親、養育者。

※児童とは、18歳に達した年度末までの子、一定の障害がある20歳未満の子。

※所得制限あり。

**必要書類** 保険証、印鑑、申請者名義の預金通帳、戸籍謄本

所得証明書(1月2日以降に転入されたかたのみ)

※児童扶養手当受給者は、保険証と手当証書のみで申請できます。

## ●重度心身障害者医療費

**支給対象** 身体障害者手帳1～3級を有するかた

療育手帳、④、A、Bのかた

精神障害者保健福祉手帳1級を有するかた

65歳以上で後期高齢者医療に基づく障害認定を受けたかた

※65歳以上で新たに障害者手帳を取得したかたは対象となりません。

**必要書類** 保険証、印鑑、申請者名義の預金通帳、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

## 医療機関に受診する場合

### 【秩父郡市内の医療機関】

「保険証」および「受給資格証」を医療機関に提示し受診してください。窓口払いはありません。

### 【自己負担の例外】

ひと月の自己負担額が21,000円を超えた場合、または整骨院や秩父郡市外の医療機関を受診した場合は、一度窓口払いとなります。領収書を持参して支給申請をしてください。

## 支給対象外

下記のものは支給対象外です。3医療の受給者証は使わないでください。

- ・ 保育園、幼稚園や小・中学校でのケガ(登下校を含む)などにより、日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用となるもの。
- ・ 保険外の医療費(健康診断、予防注射、薬容器代、診断書料、食事療養費など)。
- ・ 高額療養費や附加給付の適用がある場合(加入健康保険者から支給されます)。

問合せ 健康福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

### 問合せ

県総務部 税務課

☎048・830・2665

軽油に灯油や重油などを混ぜた燃料や、自動車の燃料として使用される灯油や重油は不正軽油です。  
不正軽油の製造・販売・使用は悪質な脱税行為であるばかりでなく、環境や健康にも重大な影響を与えます。  
情報をお持ちのかたは左記までご連絡ください。不正軽油の撲滅にご協力ください。



**NO!! 不正軽油!!**  
10月は「不正軽油撲滅強化月間」です